

教育環境改善のため、2023年度政府予算に係る意見書

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけに留まるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実現が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

このことについては、文部科学大臣も改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の清掃作業等に加え、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

以上のような観点から、2023年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう強く要請いたします。

記

1. 中学校・高等学校までの35人以下学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級実現を図ること。
2. 学校施設、教材、図書、安全対策など、子どもたちの教育環境において自治体間格差を生じさせないために、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。
3. 離島・山間部の多い鹿児島県において教育の機会均等を保障するため、国の学級編制基準を改めて、複式学級の解消に向けて適切な措置を講ずること。また、学校統廃合については、地域や保護者の意見を尊重して対処すること。
4. 特別支援学級在籍児童生徒の人数を交流学級の在籍数としてもカウントすること。